

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法		法令番号	昭和27年法律239号	
手続名	旅行業又は旅行業者代理業の登録		根拠条項	第3条	
審査基準	旅行業法第4条及び第6条並びに旅行業法施行規則第1条の2及び第1条の4による。				
	受付 機関	観光課	処理 機関	観光課	交付 機関
			標準処理期間	30日	目次
			標準経由期間		日
					No.